

令和5年10月3日
事務連絡

関係団体 各位

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

団体経由産業保健活動推進助成金の御案内
～助成率等が変更となりました～

日頃より、労働安全衛生行政の推進に対し、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「団体経由産業保健活動推進助成金」は、中小企業や労働保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成するものとして、令和4年度に開始されました。

本助成金について、令和5年10月より、下記のとおり、助成率等の変更がなされましたので、別添のリーフレット等を参考にしつつ、貴団体又は会員団体等での活用を改めて御検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 上限額の引き上げ
現在上限100万円であるところ、上限500万円（一定の要件を満たした団体については上限1,000万円）に引き上げる
- 2 助成対象範囲の変更
助成対象範囲を、団体負担額の4/5から総事業費の9/10に変更する
- 3 助成対象範囲の拡大
助成対象となる費用として、産業保健サービス提供費用に加え、産業保健サービス提供に係る事務費用（上限50万円）も含める
- 4 交付申請手続の期間延長
交付申請の最終期限である9月最終営業日を、12月最終営業日に延長し、支給申請の最終期限である1月最終営業日を、2月最終営業日に延長